別表第二（第五条関係）（令３経産令16・一部改正）

第１号様式

年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
買現先勘定		支払備金	
債券貸借取引支払保証金		責任準備金	
買入金銭債権		短期社債	
金銭の信託		社債	
有価証券		その他負債	
保険代位債権等		退職給付に係る負債	
貸付金		役員退職慰労引当金	
有形固定資産		繰延税金負債	
土地		負債の部　合計	
建物		（純資産の部）	
リース資産		資本金	
建設仮勘定		新株式申込証拠金	
その他の有形固定資産		資本剰余金	
無形固定資産		利益剰余金	
ソフトウェア		株主資本合計	
のれん		その他有価証券評価差額金	
リース資産		繰延ヘッジ損益	
その他の無形固定資産		為替換算調整勘定	
その他資産		退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る資産		非支配株主持分	
繰延税金資産		純資産の部　合計	
貸倒引当金	△		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　株式会社日本貿易保険及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する次の事項を記載すること。

⑴　連結の範囲に関する事項

⑵　持分法の適用に関する事項

⑶　連結される子会社の事業年度等に関する事項

⑷　のれんの償却に関する事項

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　金銭の信託の評価基準及び評価方法

③　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④　有形固定資産の減価償却の方法

⑤　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑥　貸倒引当金の計上方法

⑦　退職給付に係る会計処理の方法

⑧　リース取引の処理方法

⑨　ヘッジ会計の方法

⑩　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑪　子会社等が採用した会計方針のうちに株式会社日本貿易保険と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第14条の２から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当該連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

⑹　貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヶ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、次のとおり。

①　破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸出金

②　延滞債権（未収利息不計上貸出金であって、①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。）に該当する貸出金

③　３カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金

④　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①、②及び③に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金

⑺　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑻　手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

⑽　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⑾　１株当たりの純資産額（銭単位）

⑿　株式会社日本貿易保険の事業年度の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、株式会社日本貿易保険の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社等については、当該子会社等の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）

⒀　ストック・オプションに関する事項（連結財務諸表規則第15条の９から第15条の11までの規定に準じて記載すること。）

⒁　企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第15条の12から第15条の15ま

で、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の３の規定に準じて記載すること。）

⑮　事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20の規定に準じて記載すること。）

⑯　非常事故代位債権、非常事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第２条第２項、第４項及び第５項による。

⑰　以上のほか、株式会社日本貿易保険及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

３　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

４　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第２号様式

年度（　　年　　月　　日から／　　年　　月　　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

（連結損益計算書）　　（単位：百万円）

科　　目	金　額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
その他保険引受収益	

保険代位等収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 その他運用収益 その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 保険代位債権等取得額 諸手数料 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 その他保険引受費用 保険代位等費用 資産運用費用 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	△
経常利益（又は経常損失）	
特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 政府交付金収入	

債務繰延協定締結に伴う利益 その他特別利益	
特別損失 固定資産処分損 減損損失 不動産等圧縮損 債務削減措置に伴う損失 その他特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益（又は当期純損失） 非支配株主に帰属する当期純利益 （又は非支配株主に帰属する当期純損失） 親会社株主に帰属する当期純利益 （又は親会社株主に帰属する当期純損失）	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額（銭単位）

⑶　以上のほか、株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

（連結包括利益計算書）　（単位：百万円）

科　　目	金　額
当期純利益（又は当期純損失） その他の包括利益	

その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

（連結損益及び包括利益計算書）　　（単位：百万円）

科　　目	金　額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
その他保険引受収益	
保険代位等収益	
資産運用収益	

利息及び配当金収入	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
その他運用収益	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
保険代位債権等取得額	△
諸手数料	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
その他保険引受費用	
保険代位等費用	
資産運用費用	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
政府交付金収入	
債務繰延協定締結に伴う利益	
その他特別利益	

特別損失 　固定資産処分損 　減損損失 　不動産等圧縮損 　債務削減措置に伴う損失 　その他特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益（又は当期純損失） 　非支配株主に帰属する当期純利益 　（又は非支配株主に帰属する当期純損失） 　親会社株主に帰属する当期純利益 　（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	
その他の包括利益 　その他有価証券評価差額金 　繰延ヘッジ損益 　為替換算調整勘定 　退職給付に係る調整額 　持分法適用会社に対する持分相当額 包括利益 　親会社株主に係る包括利益 　非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額（銭単位）

⑶　以上のほか、株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

3　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

5　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

6　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記5の注記と併せて記載することができる。

第３号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額											
新株の発行	××	××		××							××
剰余金の配当			△××	△××							△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××	××							××
・・・・・											××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

１　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要性が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切

な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他包括利益累計額及は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　連結財務諸表規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第４号様式

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　　（単位：百万円）

科　　目	金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
保険金の支出	
諸手数料の支出	
保険代位債権等の回収による収入	
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小　　計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付による支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（　　）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	

財務活動によるキャッシュ・フロー 　借入による収入 　借入金の返済による支出 　社債の発行による収入 　社債の償還による支出 　株式の発行による収入 　政府交付金の受入による収入 　配当金の支払額 　その他 　財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（間接法により表示する場合）　　（単位：百万円）

科　　目	金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー 　税引前当期純利益（△は損失） 　減価償却費 　減損損失 　のれん償却額 　支払備金の増減額（△は減少） 　責任準備金の増減額（△は減少） 　貸倒引当金の増減額（△は減少） 　退職給付に係る負債の増減額（△は減少） 　保険代位債権等の増減額（△は増加） 　利息及び配当金収入 　有価証券関係損益（△は益） 　支払利息 　為替差損益（△は益） 　有形固定資産関係損益（△は益） 　持分法による投資損益（△は益） 　その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加） 　その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	

その他	
小　　計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付による支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（　　）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
政府交付金の受入による収入	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	

現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。